

消費生活情報かわらばん

43号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階
 ☎ 046-292-1000
 受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。
 平日、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に在住・在勤の方を
 対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務
 (借金) などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

訪問販売など一定の場合に、無条件で契約を解除できる制度です。 期間は、**訪問販売・電話勧誘などは契約書面を受け取った日から 8 日間**です。期間が過ぎていても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

☆☆簡単・便利なクーリング・オフはがき作成用セットを配布しています。☆☆

★★クーリング・オフはがき作成用セット配布しています。★★

クーリング・オフをする際、実際に契約解除のはがきを作成しようと思うと、どのように書いたら良いのかなかかわからないものです。

このセットにははがきが 2 枚入っており、業者名や契約金額などの項目を埋めていくことで簡単に作成できるようになっています。

消費生活センターで配布していますので、是非ご利用ください。記入の仕方などもアドバイスしています。



解除はがき	〒	□□□□□□
解除窓口へ 持参・送料 記録簿等 印紙等 解除を利用	<住所欄>	
<あて名欄> (事業者名)		
(代表者名)		様

(はがき表)

【必須記入】 申込(契約)日	年	月	日
商品等名称			
商品等価格		円	
事業者名			
担当者氏名			
【必須記入】(必ず内の方の印紙・印は取り消しを印してください) 上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。			
【選択記入】お申込みの理由は取り消し理由を印紙に >代金を支払った場合は、印紙にチェックのうえお申込み >口づけまたは、支払い済みの 円は 直ちに返金してください。 <商品を受け取っていない場合は、印紙にチェックを >口なお、商品は早急に引き取ってください。			
【必須記入】	年	月	日 (記入日)
(契約者) 住所	〒		
(契約者) 氏名			

(はがき裏)

見守り 新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンに**メール**が届いた。「**滞納**しているインターネット接続回線と有料サイト**利用料の請求**」とのことだが、**利用した覚えがない**。

「期日までに連絡しないと、**法的手段**に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。

(80歳代 男性)



利用した覚えのない請求は 支払わずに無視しましょう!

ひとこと助言

とにかく
無視!



見守るくん

- パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。